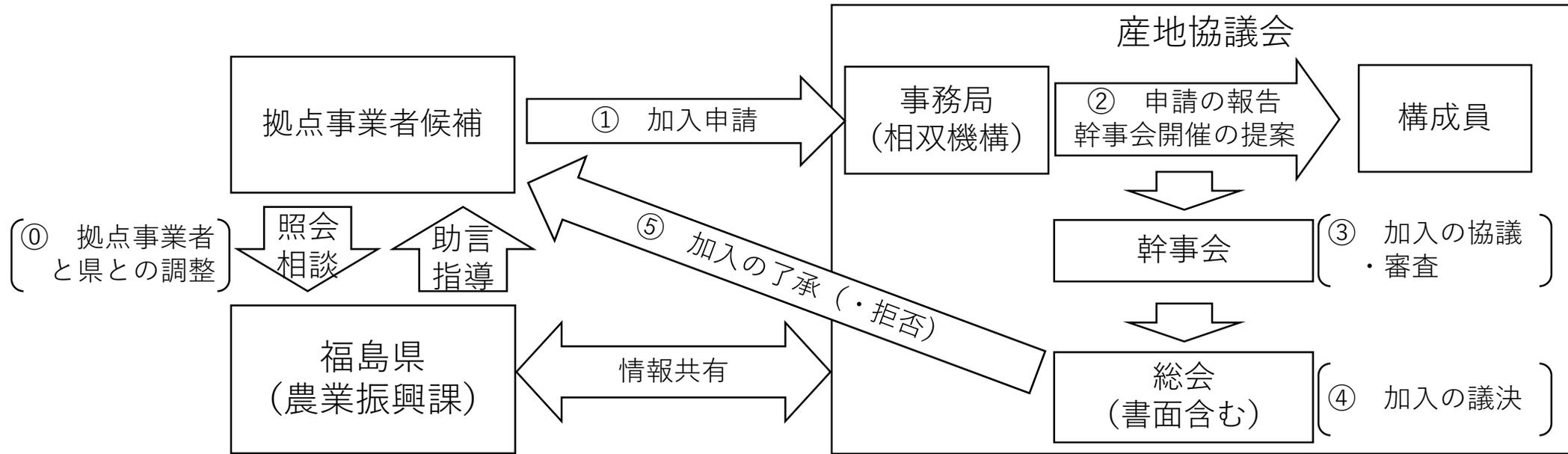


# 産地協議会における拠点事業者の加入申請について

## 1 拠点事業者の産地協議会加入の手続き



- (⑥ 拠点事業者が産地展開事業の取組について、県に相談、県から事業者に産地協議会加入等を助言)
- ① 産地協議会規約（以下「規約」という）第5条1項に規定する様式により事務局に提出し申請
  - ② 事務局は構成員に申請があったことを報告し、その加入を審議するための幹事会の開催を提案
  - ③ 幹事会で加入の可否を協議
  - ④ 幹事会での協議を経て、総会で加入を議決
  - ⑤ 総会の議決を受け、申請者に加入の了承（又は拒否）を伝達
  - ⑥ 構成員名簿の更新・共有（事務局）

## 2 拠点事業者の産地協議会加入の審査について

### (1) 拠点事業者について

拠点事業者は、農業者の組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合、民間事業者等であって、被災12市町村において生産と加工等が一体となった産地の創出や畜産の再開の基盤となる種畜の供給体制の構築等の核となる事業者をいいます。

拠点事業者は、整備事業の実施主体になることができます。

拠点事業者が整備事業を実施する場合は、被災12市町村やJA等の関係者で組織する「高付加価値産地協議会」（以下「協議会」という。）が作成する「高付加価値産地計画」（以下「産地計画」という。）に沿った取組を実施するものとして位置づけられる必要があります。

なお、拠点事業者は、必ずしも協議会の構成員になる必要はありません。

### (2) 拠点事業者の要件

拠点事業者は、以下の3つの機能のいずれかを持つこと（又は持つと見込まれること）が必要です。

#### ① 実需者ニーズ対応機能

営農を再開する農業者に売れる環境の提示に向けて、実需者を通じた新たな消費スタイルに対応した品目、栽培・収穫方法及び荷姿・配送方法等の把握の下で、それらを踏まえた集荷・加工・貯蔵等を広域的に行うことにより、産地の形成に必要な実需者ニーズへの対応に寄与する機能。

#### ② 生産拡大機能

農産物のロットの拡大、新たな品目又は栽培方法の導入などへの対応を通じて、実需者との有利な販売条件を形成するなど、営農再開に向け農業者に魅力ある生産条件の提供により、産地の形成に向けた早期かつ安定的な生産拡大に寄与する機能。

#### ③ 種畜供給等機能（畜産部門のみ）

高品質種畜等の供給や、高品質飼料の供給、畜産拡大に伴い発生する家畜排せつ物の被災12市町村内での循環的利用等の広域的な推進など、被災12市町村での酪農と結びついた福島県産牛の地域内一貫生産体制の構築に寄与する機能。

### (3) 拠点事業者の審査基準について

(2) に示す拠点事業者が備える必要のある要件を踏まえ、審査基準及び評価内容について、以下のよう定める。

#### ① 審査項目

##### ア これまでの取組、実績等

- ・被災12市町村の営農再開に資する取組が期待できるか（生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う経験や知見を有しているなど）。
- ・市町村及びJA等の関係機関との連携等が期待できるか。

##### イ 産地計画との整合

- ・加入申請する事業者の取組や計画の方向性が、福島県高付加価値産地展開支援事業実施方針に基づき産地協議会が作成した高付加価値産地計画と合致するか。

##### ウ 拠点事業者の機能

###### 【耕種部門】

- ・「実需者ニーズ対応機能」又は「生産拡大機能」のいずれかの機能を有する（又は有することが期待できる）と認められるか。

###### 【畜産部門】

- ・「種畜供給等機能」を有する（又は有することが期待できる）と認められるか。

#### ② 評価内容

審査項目について、次の3段階で評価を行う。

- ・ 適当と認められる : ○
- ・ 適当と認められない : ×
- ・ どちらともいえない : △

#### ③ 不採択の要件

複数の審査委員が、いずれかの審査項目において、「×」評価をした場合は、申請事業者は、産地協議会構成員となる拠点事業者とは認められないものとする。

(4) 評価様式について

福島県高付加価値産地協議会構成員となる拠点事業者に係る審査表		令和 年 月 日	
審査対象者			
審査委員（所属・氏名）			
審査項目	評価の視点	審査評価※	特記事項（評価が×の場合は理由を記載願います）
1 これまでの取り組み、実績等	・被災12市町村の営農再開に資する取組が期待できるか。（生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う経験や知見を有しているなど）		
	・市町村及びJA等の関係機関との連携等が期待できるか。		
2 産地計画との整合	・応募事業者の取組や計画の方向性が、高付加価値産地計画と合致するか。		
3 拠点事業者の機能	<b>【耕種部門】</b> ・「実需者ニーズ対応機能」または「生産拡大機能」のいずれかの機能を有する（又は有することが期待できる）と認められるか。		
	<b>【畜産部門】</b> ・「種畜供給等機能」を有する（又は有することが期待できる）と認められるか。		
その他			

※ 審査評価について、各項目毎に、3段階（適当と認められる：○、適当と認められない：×、どちらともいえない：△）で評価を行う。